

議第 86 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次の市道路線を変更したので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

平成 27 年 9 月 1 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

一部区間において道路としての機能を喪失しているため、起点を変更しようとする。

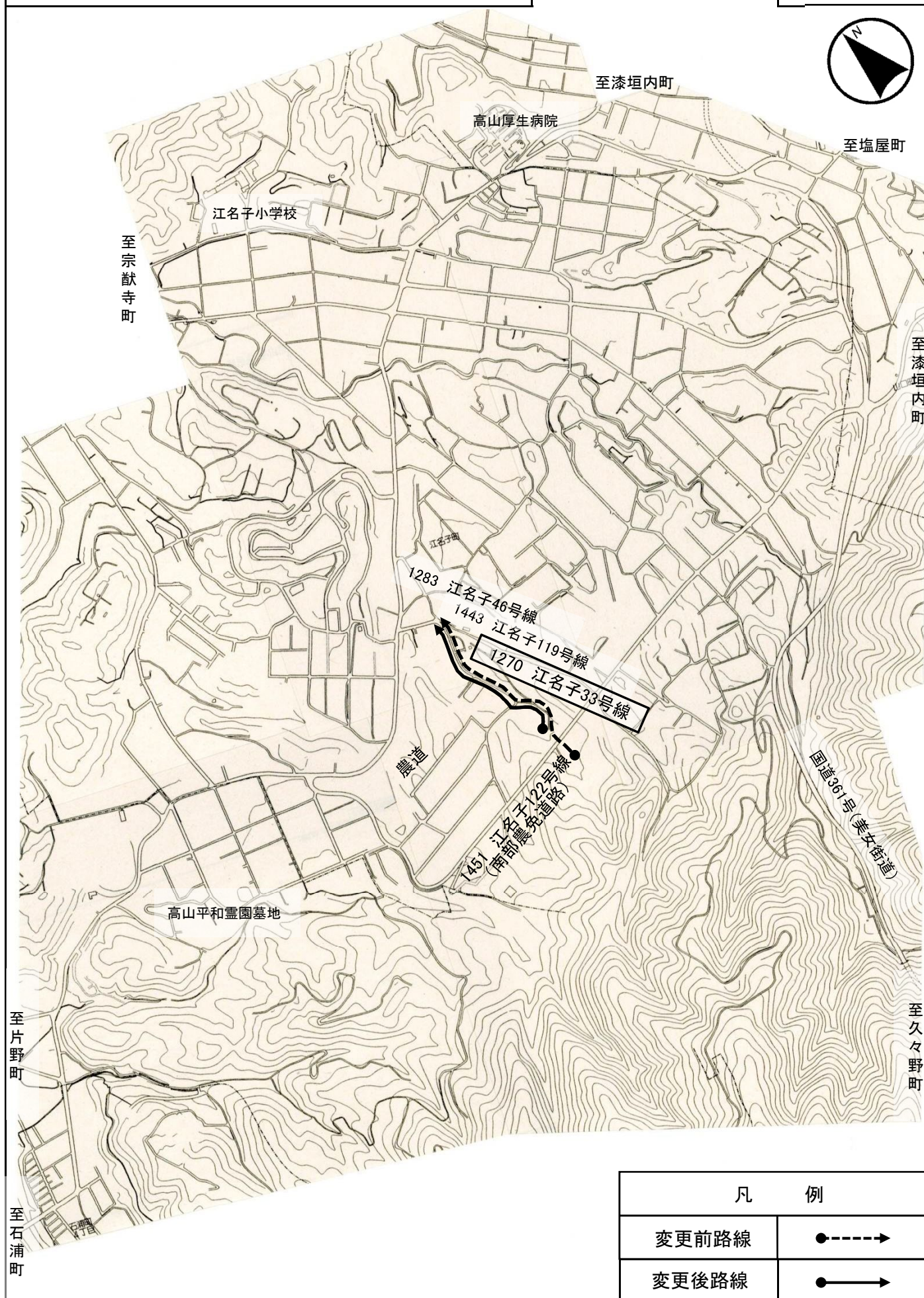
市 道 路 線 変 更 調 書

整理 番号	(路線番号) 路 線 名	新旧 の別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	(1270) 江名子33号線	旧	高山市江名子町 3310 番地先から	
			高山市江名子町 3255 番地 2 先まで	
		新	高山市江名子町 3286 番地先から	
			高山市江名子町 3255 番地 2 先まで	

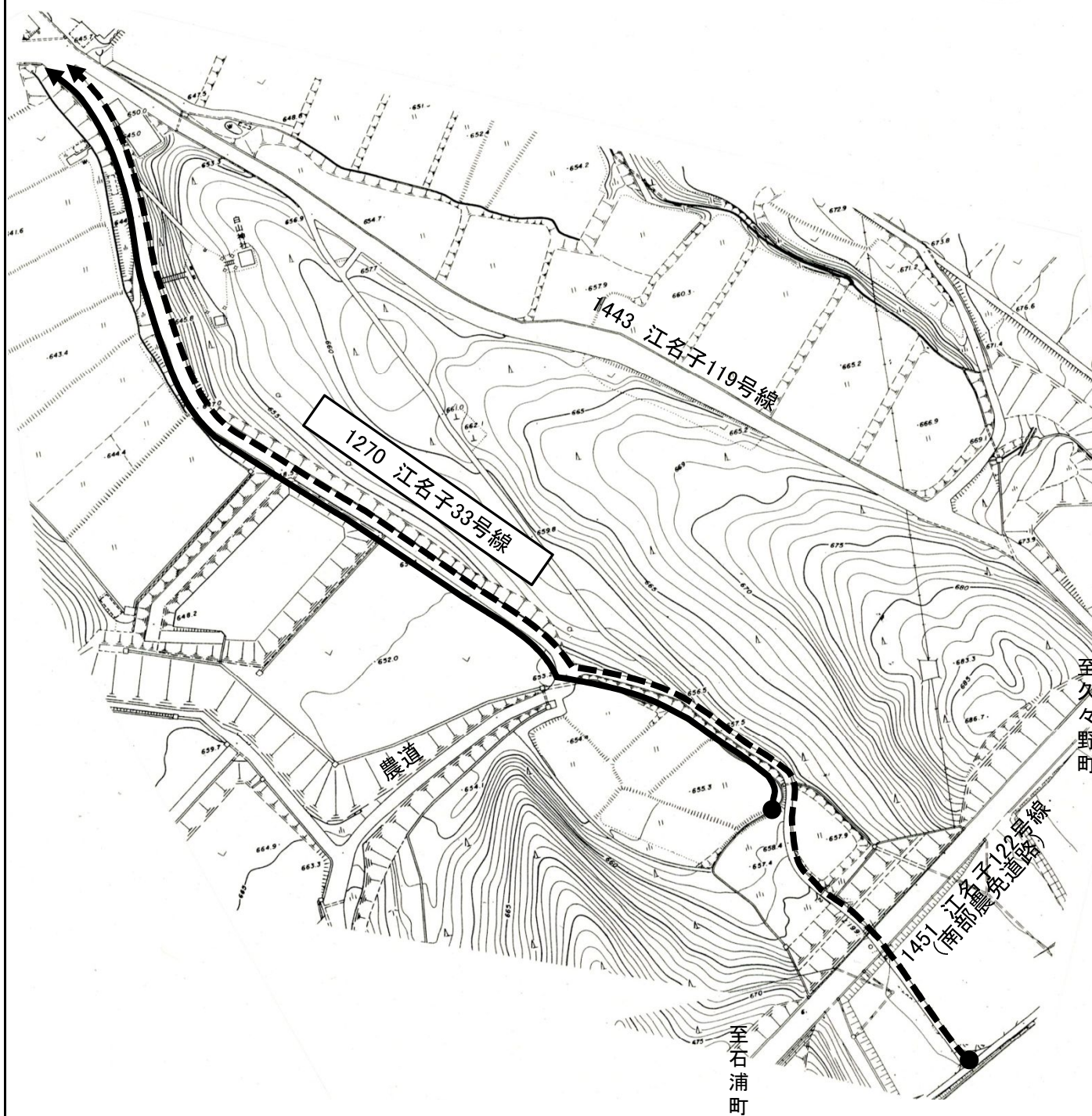
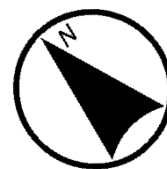
市道路線変更の路面延長及び幅員

(参考資料)

整理 番号	(路線番号) 路 線 名	新旧 の別	延 長 (m)	幅 員 (m)
1	(1270) 江名子33号線	旧	482.2	2.0 ~ 14.0
		新	378.7	2.0 ~ 7.0



凡 例	
變更前路線	
變更後路線	



凡 例	
変更前路線	● --- ➡
変更後路線	● —➡